

図書館資料の長期延滞者に対する利用制限について

現在, 特に悪質な図書館資料長期延滞者に限って実施している図書館の利用制限を, 一定期間以上の長期延滞者に自動的に適用するもの。

1. 目的

- ①図書館利用者への資料の速やかな提供を図り, 予約サービスの向上を図る。
- ②図書館利用者のルール, マナーの順守を促進する。

2. 内容

4 週間以上の図書館資料の長期延滞者に利用の制限を行う。

- ①貸出の停止
- ②予約サービスの停止

延滞資料を全て返却または弁償した時点で利用の制限は解除する。

通常督促を 30 日・60 日の 2 回から, 2 週間・4 週間の 2 回に変更する。

3. 周知

運用開始前に, HP や館内にポスターを掲示するなど, 2 か月程度の周知期間を設ける。

督促状（ハガキまたはメール）に, 4 週間以上の長期延滞者に利用制限を実施することを明記する。

4. タイムスケジュール

2012年	1月上旬	HP, 館内ポスターにより利用制限開始の周知
	2月上旬	システム改造終了
	2月	システム改造に伴う処理方法変更に関する研修
	2月下旬	該当予定者への任意督促
	3月上旬	通常督促時期の変更及び利用制限の開始

5. 近隣の状況

近隣で利用制限を実施している自治体

横浜，川崎，鎌倉，小田原，逗子，相模原，厚木，南足柄

○根拠法令

- ・藤沢市図書館に関する規則

(図書館資料及び視聴覚機材の貸出の停止等)

第10条

貸出しを受けた者が貸出期間を経過しても図書館資料及び視聴覚機材を返納しないとき又は図書館資料及び視聴覚機材の管理上支障があると認められるときは，館長は，一定の期間貸出しを停止することができる。